

| 【1】補助金適正化法の運用の改善について | |
|---|--|
| 人口減少や節水機器の普及といった社会の変化により、2000年頃から、水道の給水量（年間のピーク量）は年々減少しています。これは全国的な傾向です（東尾の参考図①を参照）。ところが、一部の自治体では、いまだに、水道の給水量が増加するという需要予測に基づき、新たな水源開発が必要としてダム建設に投資しようとしています。そして、国は、需要予測の不合理性を適切に検証しないまま、ダム計画に補助金を交付しています。 | |
| 例えば、長崎県石水（いしき）ダムの受益地である佐世保市では、水道需要が 確実な 減少傾向にあり（東尾の参考図②を参照）、今後増加に転じる要因が存在しないにもかかわらず、水道需要が増加する予測を前提に石水ダム建設が必要とし、この計画に国が補助金を交付しています。 | |
| こうした補助金の交付は、交付について国が事業内容等の適正さを判断することを求める補助金適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）の運用として不適切であり、改善すべきではありませんか。 | |
| 回答 | |
| ①改善すべきである | 共産 国民 社民 立憲 |
| 共産 | 需要に合わない不急不急の大型公共事業を国・自治体が進めることは、資源の浪費、環境への悪影響、CO2の排出増加、将来世代への負担増の押し付けとなります。事業の適正さをきちんと判断すべきです。 |
| 国民 | 客観的なデータに基づき補助金適正化法を運用した上で、「社会資本再生法」（仮称）を制定し、公共事業の選択と集中を図り、円滑な維持管理・更新を進め、安全性・防災性と効率の向上を実現します。これにより、今ある社会資本の老朽化・安全対策に万全を期し、削減管理・ダウンサイジングを計画的に進めます。 |
| 社民 | 人口減少等社会情勢の変化に基づきダム計画や計画に対する補助金交付について見直す必要があり、改善が必要があると思います。 |
| 立憲 | 近年の状況も踏まえた再評価が必要。 |
| ②改善する必要はない | 自民 |
| 自民 | ダム事業においては、適切に補助金を交付しているものと認識しています。 |

| 【2】水資源開発促進法 | |
|---|--|
| 1961年に制定された「水資源開発促進法」は、「都市人口の増加」を前提として、特定の水系に「フルプラン」を制定しダム建設を促進する規定となってまいりましたが、人口減少や節水・機器の普及といった社会の変化により「水資源開発促進法」は地域の課題を解決せず、むしろ地域を疲弊させる要因となっています。たとえば、本管川水系では、フルプランに基づき建設された長良川河口堰や徳山ダムによって開発された水源が使われないまま 地域の水道経営を圧迫しているという実態があります。また、利根川水系では、思川（おもうがわ）開発により、これまで地下水 100%で経営されてきた栃木県栃木市・下野市・壬生町に、不安定な地下水と負担増が押し付けられようとしています。 | |
| このように、地域を疲弊させる「ムダな」水道開発を推進する原因となる法律は、廃止を検討すべきではありませんか。 | |
| 回答 | |
| ①廃止を検討すべきである | 共産 社民 |
| 共産 | 「高度経済成長」期につくられた水資源開発促進法やフルプランは、日本の各地域の実情から乖離しています。地域を「疲弊させる無駄な」法律・プランは直ちに廃止すべきです。 |
| 社民 | 社会情勢や地域事情を鑑みた水道開発をするべきで、法律の見直しが必要だと思います。 |
| ②廃止を検討する必要はない | 自民 |
| 自民 | 水資源開発促進法に基づく水資源開発により、国民生活の向上等に寄与しているものと認識しています。 |
| ③その他 | 国民 立憲 |
| 国民 | 個々のダム計画の実態を精査すべきです。ダムは地域への水の供給の他、治水の役割も担っています。近年大規模な自然災害が毎年発生している状況の中で、ダム建設には多面的・総合的な判断が必要です。「水資源開発促進法」は国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的とする法律ですので、時代の変化と共に必要と判断された水道開発は止めるべきです。 |
| 立憲 | 第三者を入れた評価が必要。 |

| 【3】球磨川水系河川整備計画と川辺川ダム | |
|---|--|
| 国は、2020年の豪雨で深刻な被害が発生した熊本県・球磨川水系の水害対策に関し、川辺川（かわべがわ）ダム建設を前提とする河川整備計画原案（以下「原案」といいます）を公表しました。このことについてお聞かせください。 | |
| 1. 情報公開・流域治水 | |
| 原案は、流域住民が反発し続けてきている川辺川ダム計画を含んでいます。川辺川ダム計画は瀬谷義子・熊本県前知事が中止に向けて長年取り組んできたダム計画で、中止が県民の願いとなりました。それを受けて、蒲島郁夫・現知事がやむなく、2008年9月、県議会で建設反対を表明しました。他方で、原案によって、いつ・どこでどの程度の安全が確保されるのか、といった対策の工程や、年度ごとの事業費、さらにこれら工程や事業費が川辺川ダム「なし」の計画と比較してどのような優劣があるのかという「代替案」の詳細が示されていません。 | |
| こうした状況は、関係住民等が十分な情報を取得して意思決定プロセスに参加し、流域のあり方を決定するという流域治水の考え方に反しており、改善すべき点があるといえませんか。貴党の考えをお示ください（複数回答可）。 | |
| 回答 | |
| ①改善すべき点はない | 自民 |
| 自民 | 川辺川の流水型ダムの代替案については、令和3年度第3回「球磨川水系学識者懇談会」において示されたものと承知しています。また、約200回の説明会等を開催した上で河川整備計画の原案を作成しており、その原案についてもパブリックコメント及び公聴会の開催によりご意見を聴取していると承知しています。 |
| ②関係住民等の参加を促すため、情報公開をより充実させるべき | 共産 国民 社民 立憲 |
| 共産 | 政策選択に関する事前評価制度の本来の機能を十分に果たすために、情報提供と住民参加、「ダムなし」案の提示は不可欠です。 |
| 国民 | 情報公開の徹底及び住民参加による合意形成が重要です。 |
| 社民 | ダム建設は地域社会を大きく改善させることであり、住民に対して情報公開を積極的に対応すべきだと思います。 |
| 立憲 | 総合的な流域治水を進めるため、情報公開が必要。 |
| ③比較検討のため、ダムなしの代替案の詳細を示すべき | |

| 2. 川辺川ダムの効果について | |
|--|--|
| 2020年の熊本豪雨による球磨村と人吉市の死者は、川辺川ダム以外の支流が本川の氾濫よりかなり早く氾濫したことにより発生したもので、仮に川辺川ダムにより本川の水位上昇を小さくできたとしても、人命を救うことはできなかったとの調査結果があります。このことを知っていましたか。 | |
| 回答 | |
| ①知っていた | 共産 自民 立憲 |
| 共産 | こうした事業費、損は熊本県民にきちんと知らせるべきです。20年7月の豪雨災害は、球磨川本流の越水ではなく支流（山田川、万江川）の氾濫から起きたことを、明確にすべきです。 |
| 自民 | 川辺川の流水型ダムの代替案については、令和3年度第3回「球磨川水系学識者懇談会」において示されたものと承知しています。また、約200回の説明会等を開催した上で河川整備計画の原案を作成しており、その原案についてもパブリックコメント及び公聴会の開催によりご意見を聴取していると承知しています。 |
| 立憲 | 総合的な流域治水を進めるため、情報公開が必要。 |
| ②知らなかった | 社民 |
| 社民 | （コメントなし） |
| ③その他 | 社民 |
| 国民 | ダム計画、治水等の効果、影響、実態等については、客観的な検証が必要です。 |

| 3. 過去の対策の検証について | |
|---|---|
| 川辺川ダムの新たな事業費は約 2700 億円とされています（すでに約 2200 億円投じられているので、計約 4900 億円）。これまでの球磨川水系の水害対策費は年間 25 億円程度（米塚の参考図③を参照）で、地元が要望していた対策である河床掘削はあまり進んでおらず、計画より 1.515～2mも高い状況にあります。こうした過去の対策が適切だったかどうかの検証は、原案に記載されていませんが、今後の水害対策を適切に計画し、被害を防止するために、過去の 治水 対策の問題点を 詳しく検証すべきではありませんか。貴党の考えをお示ください。 | |
| 回答 | |
| ①過去の水害対策の検証をすべき | 共産 国民 社民 立憲 |
| 共産 | 河床掘削はとくに重要な対策です。川辺川ダムありきではなく、流域全体で有効な治水対策を検討する対策が必要です。市原ダムの「緊急放流の危険性」の経歴も住民にとっては切実です。ダム計画に固執して必要な治水対策をやらせてはなりません。 |
| 国民 | 災害等への対応を強化するため、各種情報や過去のデータを自治体と早期に共有し、災害対応に活用できるように取り組むとともに、被害が起きてからの対応のみならず、予防的な施策にも積極的に取り組むべきです。 |
| 社民 | 住民の意思決定を大きく左右することであり、過去の治水対策の問題点を検証し、公開する必要があると思います。 |
| 立憲 | 第三者を入れたしっかりした評価・検証が必要。 |
| ②過去の水害対策の検証をする必要はない | 自民 |
| 自民 | 河川整備計画等の治水対策の検討にあたって、過去の対策を検証することは重要ことから、「令和2年7月球磨川豪雨検証委員会」等において検証していると承知しています。 |

| 4. 自然環境への悪影響について | |
|---|---|
| 川辺川は、国交省が選定する「水質が最も良好な河川」のうちの一つで、15年連続で選定されています。ここに建設されることが計画されている川辺川ダムは、「自然に優しい」流水型のダムとされますが、これまでつづられてきた流水型ダムと比較して規模が桁違いに大きく、かつ開閉ゲート付きという前例のない計画となっています。 | |
| この度、流水型川辺川ダムについて環境影響評価法に基づかない自主アセスの手続きが始まりましたが、この手続きでは、合理的な理由の説明なしに代替案の詳細が示されており、環境影響評価法に基づくアセスには不備と、市民の参加（ヒートシート）を軽視した手続きとなっています。 | |
| かつががのな、類似川辺川を穿るため、原案の是非を決定するにあたっては、環境影響評価法に基づく環境影響評価を実施し、ダムありの計画とダムなしの計画の環境影響を公正で透明な手続きのもとで詳細な比較検討を行うことが必要ではありませんか。貴党の考えをお示ください。 | |
| 回答 | |
| ①環境影響評価法に基づく環境影響評価を行い、公正で透明な手続きのもとで代替案との詳細な比較検討を行うべき | 共産 国民 社民 立憲 |
| 共産 | 川辺川は本当に美しい川です。「流水型」ダムについては、穴詰めや種々の斜面崩壊の懸念、動植物の生息環境の破壊など、安全性や環境に与える負荷の問題について河川や環境の専門家・学識者からの指摘が数多く出されており、慎重な環境影響評価が必要です。 |
| 国民 | 公共事業については、計画ありきではなく、効果、環境への影響等を客観的に確認し、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の見直し等を検討すべきです。 |
| 社民 | ダム建設による環境評価は、住民の意思決定に大きく影響を及ぼします。環境影響評価を行いその結果を住民に対して公表すべきだと思います。 |
| 立憲 | （コメントなし） |
| ②環境影響評価法に基づく環境影響評価を行う必要はない | 自民 |
| 自民 | 環境影響評価法に基づくものと同等の環境影響評価が実施されているものと承知しています。 |